

3 「大学設置基準の大綱化」の概要等の一覧

	現 行 設 置 基 準	答 申 の 改 訂 内 容																					
開 設 授 業 科 目	<p>関連規定：19条～23条</p> <p>授業科目の内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目に区分し、開設を義務づける</p> <p>一般教育科目は、人文、社会及び自然の3分野にわたり開設、外国語科目は2以上の外国語を開設すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般教育科目、専門教育科目等の科目区分の廃止 ・大学は、当該大学、学部及び学科(課程)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること、教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養、総合的な判断力を身に付けさせ、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること、という趣旨の規定 																					
卒 業 要 件	<p>関連規定：32条、33条</p> <p>124単位以上の修得、授業科目区分の必要修得単位数の規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が修得すべき最低の総単位数のみ規定(124単位とするのが適当) 																					
単位の 計算方 法	<p>関連規定：26条</p> <p>1 単位当たりの学習時間の規定</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>[教室内]</td> <td>[教室外]</td> </tr> <tr> <td>講義</td> <td>15時間</td> <td>30時間</td> </tr> <tr> <td>特例</td> <td>(22.5時間)</td> <td>22.5時間)</td> </tr> <tr> <td>又は</td> <td>(30時間)</td> <td>15時間)</td> </tr> <tr> <td>演習</td> <td>30時間</td> <td>15時間</td> </tr> <tr> <td>特例</td> <td>(15時間)</td> <td>30時間)</td> </tr> <tr> <td>実験・実技</td> <td>45時間</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>・実習等</p>		[教室内]	[教室外]	講義	15時間	30時間	特例	(22.5時間)	22.5時間)	又は	(30時間)	15時間)	演習	30時間	15時間	特例	(15時間)	30時間)	実験・実技	45時間	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・単位計算の根拠として、教室外の準備のための学習時間規定の廃止 ・1単位は標準45時間の学習を要する教育内容をもって構成するという考え方を前提 ・1単位当たりの授業時間数 講義・演習・15時間～30時間の範囲で大学が設定 実験・実技・実習等：30時間～45時間の範囲で大学が設定
	[教室内]	[教室外]																					
講義	15時間	30時間																					
特例	(22.5時間)	22.5時間)																					
又は	(30時間)	15時間)																					
演習	30時間	15時間																					
特例	(15時間)	30時間)																					
実験・実技	45時間	なし																					
授 業	<p>関連規定：27条～30条</p> <p>授業日数；1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたり210日が原則</p> <p>教育課程の編成方法；各授業科目を必修科目、選択科目、及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成</p> <p>授業期間；各科目の授業は、10週又は15週を単位として行う。ただし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上必要がある場合は例外を認める。</p> <p>授業を行う学生数；一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、おおむね50人例外的に、人文、社会の分野の授業科目並びに保健体育科目に関する授業科目は、大学の事情で50人以上も可。ただし、特例の場合を除き、200人を越えない</p> <p>授業の方法；講義、実験・実習、演習もしくは実技のいずれか又は併用による</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間授業日数210日が原則という規定の削除 ・35週確保の規定は現行どおり ・必修、選択、自由という規定に加えてカリキュラムの体系性重視を明確化 ・一授業科目の学生数についての定量規定の削除 																					
学 士 学 部	<p>関連規定：34条</p> <p>関連規定：2条、4条の2</p> <p>「学部」を原則とし、学部以外の基本組織を置くことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学士の種類を廃止 ・学部以外の基本組織の活用 ・学部の種類の例示規定の削除 																					
学部内 組 織	<p>関連規定：3条、4条</p> <p>教育研究組織上の組織である学科、例外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学科と課程の区別の明確化 ・専攻により組織される学科を基本とし、 																					

	的に、教育上の組織である課程を設ける	学部内組織は各大学の裁量に委ねる
学科目制・講座制	関連規定：5条～7条 教育上必要な学科目を定め、必要な教員を置く制度を学科目制、教育研究上必要な専攻分野を定め、必要な教員を置く制度を講座制とする	・従来どおり
必要選任教員数	関連規定：11条 授業科目区分ごとに規定	・授業科目による区分は設けない
教員の専兼比率の制限	関連規定：12条 兼任教員の合計数は、全教員数の2分の1を越えない	・制限規定の削除
一般教育の実施組織		・教養部の改組転換を含め、一般教育の実施組織のあり方の再検討 ・医・歯学部進学課程の廃止
教員の資格	関連規定：13条～16条	・13条の1号 博士の学位に加え、教育研究上の能力がある者とする ・旧制大学等の教授歴規定の整理
校舎・校地面積	関連規定：35条～38条、付則 必要校地面積及び施設 校地面積；校舎面積の6倍以上、特例として3倍以上（医・歯学部の場合、3倍以上の面積＋付属病院建築面積）	・校舎面積；現行どおり（大学教育改善に必要な校舎整備を大学の責任で） ・校地面積；現行どおり（3倍基準の積極活用）
図書及び図書館	関連規定：40条 図書・学術雑誌の整備 一般教育科目に関する図書；人文、社会、自然の各分野について、それぞれ800冊以上、計3000冊以上 外国語科目に関する図書；1外国語につき1000冊以上、ただし、特別の外国語はこれを減じる 保健体育科目に関する図書；300冊以上 専門教育科目に関する図書及び学術雑誌；学部の種類に応じて規定	・図書の冊数規定を止めて、学部の種類や規模に応じて、教育研究上必要な資料の系統的整備へと内容の基準を改訂 ・図書館専任職員の配置、他大学との相互協力、最低必要施設規定、座席数規定の削除等を配慮
コース登録制・科目登録制		・新たに導入
昼夜開講制		・関連規定の整備
大学以外の教育施設等の学習成果の単位認定		・新たに導入（現行の単位互換制度で認定できる単位数、30単位までとするのが適当）
編入学定員の設定		・公私立大学でも設定
大学の自己評価		・大学設置基準に自己評価に関する努力規定を設定